

① 中島本町対馬屋

對馬屋正次郎

初代正兵衛ハ山縣郡加計村（山縣郡加計町）の産なり、父を重三郎といふ、先祖より六代の間同郡穴村（同町）に住し農業す、後加計村に別居す、正兵衛寶曆十二年當地に來り、明和五年即今の家をもとめ住宅す、二代目正兵衛加計村の産初代正兵衛甥也三代目今の正次郎なり、文化十五年金千兩を奉る、十二人扶持をたまはり年頭御目見す、代々端もの紙商ひを業とす、

「知新集」二「『新修広島市史』第六卷

資料編その二

② 八木村八幡社

光 広 神 社

（旧称）光広八幡宮

安佐南区八木三丁目二六一一六

（可部線梅林駅西三三〇米）

祭 神 品陀和氣命、帶中津日子命、息長帯日売命、〔相殿神〕大歳神、御歳神、猿田彦命、天鈿女命、火之迦具土神、菅原神

例 祭 十月十九日

本 殿 三間社流造、銅板葺（間口三間三尺、奥行二間三尺）昭和八年再建

付屬社殿 幣殿（二・一五坪）、拜殿（二〇坪）、神樂殿（七・六坪）、手水舎（三・七五坪）、鳥居一基

③ 八木村の地名「蛇王池」と「上樂地」

七、地名

彼の大蛇の首が初めに落ちた処を、大蛇の首を斬つたその太刀が延んで此処に首が落ちたと云ふ意味で太刀延と言ひ、二度目に飛び入つた処を、大蛇の首から流れ出る血が箒（まほうき）のように引いて飛び入つたと言ふ意味で、箒溝（ほうまきなま）と言ひ、最後に飛び入つた処を、大蛇の首が深く隠れ入つて池の如くになつたと言ふ意味で、蛇王池（じやおうち）と稱してゐましたが、其後宝曆年中迄は深い沼田であつて、板に乗つて糶（もみ）を播（ま）いてゐたといふことでもあります。現在では板に乗つて播種する程ではありませんが、なほ深い泥田であつて、此の度大蛇の妙塔を建設する為めに其の基礎工事の際一丈（約三メートル）余りの松の丸太木が沈んでしまひました。又所々に深田があります。これは大蛇が狂ひ廻つて地を穿つた為めであると言はれてゐます。其の蛇王池は広浜線（可部線）の梅林駅より約一丁（約百十メートル）計り北に当る谷間の間になつた水田でありまして、交通至便の地であります。爾來是れに因つて此の部落を蛇落地と稱してゐましたが、後に語路（ごろ）によつて上樂地と書き改められました。又勝雄の母親は八幡大菩薩の熱心な信仰家でありましたので、従つて其の感化を享け、勝雄は八幡大菩薩を守護神として信仰してゐました。（後略）

辻治光『実伝蛇王池物語』（植田静人氏収集文書 198910-1509）

④

香川勝雄の大蛇退治 このように阿武山、観現山には古くからの観音ゆかりのものが多く、この信仰を一つの物語にしてみせたのが、よく知られている香川勝雄の阿武山の大蛇退治の伝説である。

陰徳太平記によると「天文元年の春、芸州佐東郡八木村の内、阿武山の中迫と云ふ處に大蛇頭れて往来を悩乱す、其の形状を聞くに

其大きき巨象をも呑むべく、其長さ崑崙（こんん）をも繞るべし」と、随分と大きな大蛇であり、これを退治する勝雄は一八歳という若さでありながら「骨柄長六尺八分あって、毛は猪の怒毛の如くに生ひ茂り

⑤ 村上彦右衛門の八木村阿武山登山

山登山

○（嘉永五年八月十一日）「午前方出

川上八木村之阿生山へ登ル、名三心ふ香川勝雄大蛇を切しと云山也、陰徳太平記二而松杉森鬱、余程深邃之様二相見候へとも、当時者野山二而樹木も無之草山也、絶頂二龍王之祠あり、至而小祠也、其刀音小公主

境内地 一、二九六・一七坪

撰末社 稻荷神社 (宇迦之御魂神)

境外社 貴船神社 (龍王社) (祭神 高麗たかかみ神 鎮座地 安佐南区八木阿生山蛇山峯)

由 緒 毛利氏が鶴岡八幡宮より勧請したと

伝えられ、秀峯阿生山の麓に鎮座し古くより八

木村の鎮守として崇敬されて来た。慶長年中

(二五九六―一六一五)には神領七石六斗二升

四合があつた。明治初年、近在の小祠を合祀し

相殿に祀る。天文元年(一五三二)阿生山に大

蛇が現れて往来を悩乱せし時、八木城主香川光

景の臣、香川左衛門太夫平勝雄が阿生山中で大

蛇を退治した太刀が奉納されていたが、昭和三

十六年頃盗難に遇う。なお、阿生山頂には撰社

貴船神社(龍王社)が祀られ雨乞いの靈験あら

たかと伝えられる。

伝 承 雨乞いの願が叶うと千の懸行燈が光

広神社に集まり、暗闇を縫って阿生山の龍王社

(貴船神社)に納められた。大旱魃の際には

「大躍りの大願」が光広八幡宮の宮司が齋主と

なつて行われ、大願が成就した翌年には阿生山

を背景に「大躍五番六調子」と名付けられた謡

曲を多勢で優雅に踊つたと言われている。この

大願は宮司一代のうちに一度限り定められ、

二度と行うことは出来なかつたと言ふ。最近で

は嘉永六年(一八五三)に行われたと伝える。

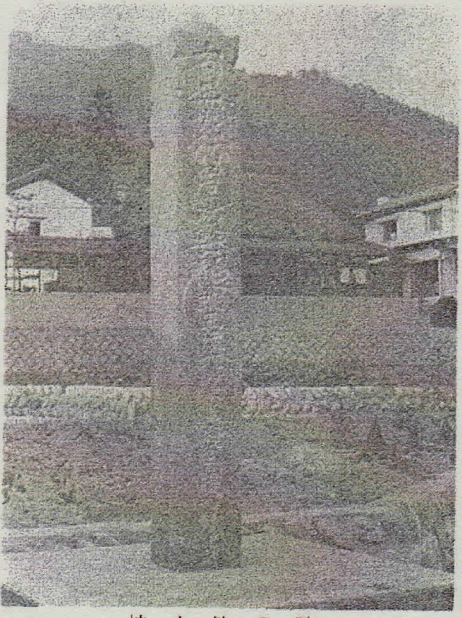
職 員 (宮司) 渡邊修之、(祢宜) 渡邊安

子 氏 子 七五〇戸(旧八木村の内、小原、上

楽地、市土居、室屋、山手、迫細)

責任役員 三宅時治、追本正夫

『広島県神社誌』(広島県神社庁)



蛇之池の碑

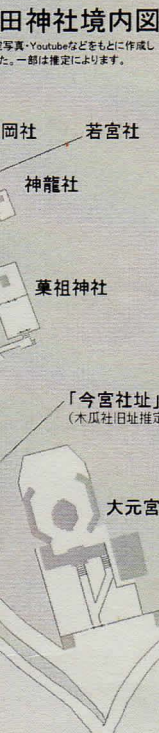
……色真黒にして、十五人が力を蓄えたれば」と、これまた人間の姿とも思えない形相である。話は大きいほど面白い。陰徳太平記一流の口吻である。勝雄は香川氏の一族であり香川氏の武勇を強調する上でも先祖の権五郎景正と共に大きな役割を果していることになる。  
地元でもこの話は懐しい郷里の昔話として受けとめており、大蛇退治にまつわる蛇王池やその他の遺跡めいたものが多く残されている。  
大蛇退治に成功した勝雄は大蛇の毒気にあてられて眼を病むが、これも阿武山の目薬滝とよばれるところの霊水によって癒えたという。これも観音信仰の形の一つであろう。ここに勝雄を祀つた小祠が残っている。

『佐東町史』

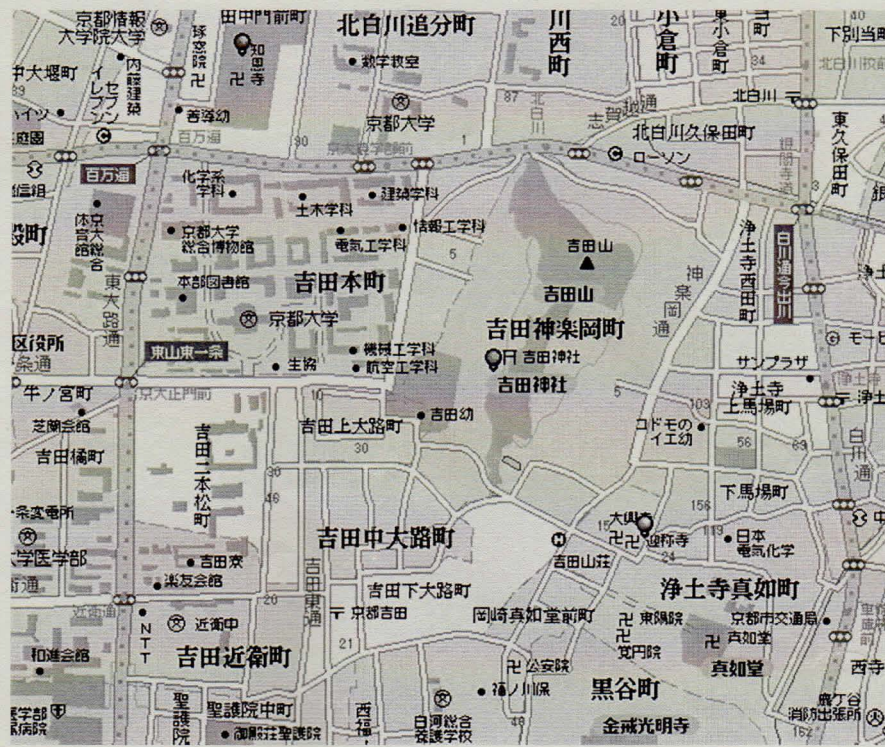
り、草深して眺望不宜、其北之方少晴ヤカ也、其所方北方二遠山見ゆる、石州辺之山与云、山県郡之方見ゆる也、可部町之方者山二障りて不見、全体之処大分之高山なるへし与思しに、登りて見れば中々五八霜杯之比二者あらず、

「村上家乗」続編卷九

2023.7.3



⑦ 吉田神社 (二)



⑥ 吉田神社 (一)

「吉田山散策 (sunnyday.jp)」

⑨

まえーかどまへ：「前歴」名（前の時点の意）「まえかた（前方）」に同じ。・虎明本狂言「難泣」明日もさる

⑩

そえかん せへ：「添簡・添簡」名、もそえふだ（添札）

西田長男『日本神道史研究』5、講談社、一九七九年。

室町時代後期に京都の\*吉田神社の神官\*吉田兼俱がおこした神道の一流派。兼俱自身は元本宗源神道、唯一宗源神道、唯一神道などと称したが、一般には吉田神道、下部神道と呼ばれる。

（中略）

兼俱はこうした教説を具体化するために、一四八四年（文明十六）吉田神社に太元宮と称する神殿を建て、齋場を作った。八角形の本殿に六角形の後殿を接続させたその奇妙な神殿には、すべての天神地祇、全国三〇〇〇余社の神々を勧請し、兼俱は神祇長上（神祇管領長上、神道長上、神祇統領などともいう）を自称して白川家に対抗した。兼俱は、神祇長上を権威づけるために、その官職が平安時代末に始まったものと偽ったことにみられるように、さまざまな策謀をめぐらして\*吉田家の力を伸ばし、\*宗源宣言と称する文書を発行して全国の神社に位階を授け、神号を認め、神殿や祭祀に関する認可を与えるなどのことを行った。室町後期以降の、統一的な権威を求める歴史の流れに乗った吉田神道は、戦国大名のなかにも受け入れる者が多く、兼俱の孫兼満、その嗣子兼右らの活動を経て、近世にはさまざまな免許状の発行を通じて全国の神官のほとんどを傘下に収めるようになった。

⑧ 吉田神道 よだしんとう

⑪ 案内（抜萃）

① 官庁で作成した文書の内容。①保存して後日の参考にするため、文書を書き写した。また、その内容。②文書の下書き。草案。③物の事情、内容。④内々の事情。内部の様子。実情。⑤（一）する。事情、様子を明らかにすること。また、問い尋ねること。⑥（一）する。取り次ぐこと。取り次ぎ。また（訪問者が）取り次ぎを頼むこと。⑦（一）する。道や場所をよく知らない人を手引きすること。先に立って、目的の場所まで連れていったり、ある場所を見せて歩いたりすること。また、その人。⑧（一）する。事情、様子などを知らせること。しらせ。便り。

（後略）

そえかん せへ：「添簡・添簡」名、もそえふだ（添札）に、書付や書簡を添えること。また、その札。添状。説経節。説経町堂下。またとみんならば、ところさしよのなをかきて、三まいふだをたつる、さるほど

④ ●神社条目

1665年(寛文5)7月11日、徳川幕府は宗教統制のため、社寺に対して法度を出します。寺院に対しては、9カ条からなる寺院条目と5カ条からなる寺院下知状を出しました。一方、神社や神職に対しては、5カ条からなる神社条目(諸社禰宜神主等法度)を出しました。内容は以下の通りです。

神社条目の概要

- ①諸国の神職らは、神祇道や御祭神についてよく学び、伝来の神事・祭礼をよく務めなさい。それらを怠る者は、神職の資格を剥奪します。
  - ②神職のなかで位階昇進を神社伝奏(公家による仲介)によって行ってきた者は、これからもそのとおりにしなさい。
  - ③ただし、位階を持たない一般の無位の神職らは、白張を着けなさい。それ以外の装束を着ける場合は、かならず吉田家から免許状を受けてから着るようにしなさい。
  - ④神領(社領地)は、一切売買してはなりません。質物に入れることもありません。
  - ⑤神社の建物が傷んだ時は、そのつど修理を行いなさい。けっして神社の掃除を怠ってはけません。
- 以上の条目を厳守しなさい。もし違反するようなことがあれば、それ相応の罰をあたえます。

この条目は、吉田家へ徳川家綱(4代将軍)の朱印状をもって下され、全国の神社へは、その写しが触れ渡されました。

この条目の内容は、①④⑤は神職の責務が記されており、②③は神職着用の装束について記されたものです。②は朝廷から従五位下とか正四位上といった位階を受ける神職は、その位階に応じた装束を着用しなさい、③のそれ以外の無位の神職は、吉田家の免許状に応じた装束を着用しなさい、免許状を受けない神職は、白張のみ着用し、みだりに狩衣や衣冠を着用してはいけません、という内容です。そのため、全国の多くの神職が、吉田家の免許状を受けに上洛するようになりました。

その吉田家の免許状を、神道裁許状と呼びます。神道裁許状を受けた神職は、風折烏帽子や狩衣など神職らしい装束の着用が認められ、「吉田官」と呼ばれた独自の官名まで授けられます。ところが、朝廷からの崇敬篤い二十二社や出雲大社などは、その条目に反対し、幕府も例外的にそれを認めました(コラム参照)。

阪本是丸・石井研士編『プレステップ神道学』(弘文堂)

- ⑤ 寺西直人……文政元(1818)代官③107A24  
天保5(1834)郡廻り③65A13
- ⑤ 清水友五郎……文政8(1825)伏見屋敷番③108B4  
天保5(1834)代官③107B1

高橋新一編『芸藩輯要』人名索引



吉田神社 - Wikipedia

てその早い方。また、その早い方に属することや人。  
 ・染花歌合(三月には、又賭弓(のりゆみ)あれば、まへ方、うしろ方と、ことどもわきて、まへかたは賀彦に参り、今一方は北野に詣つ)。・浮世草子・風俗遊仙窟(三「我等は、まだ前(マ)かたゆゑ、ます是迄と立退げば」②現在、またはある時点より以前の時を漠然とさし、副詞的にも用いる。以前。前。前かど。・虎寛本狂言・比丘貞「左様に仰らるるな、前方拜見致た事が御座る」。吉川氏法度「八条、前方以三神文一如申可相心得事」。洒落本・通言総論「「まへかたは松ばやでも、度々狂言がござりやしたねへ」

⑬ 『日本国語大辞典』(小学館)

笑記一五「此酒隠して呑る輩は即時に命を断べきとの御添札(フダ)宮中はおそれなをしけるに」。歌舞伎・時枯櫻出世請状「幕「ほんに付き馬といへば、あの下馬札に側(無用と、添(フダ)へ札(フダ)が下つてゐるが、ありや下馬無用といふ事かの」②(添簡・添翰)④江戸時代の訴訟文書。他支配、他領のものや相手として幕府奉行所に提出するとき、原告の属する支配者(領主・地頭・代官・寺社などに願ひ出て、受訴裁判所にその訴状を進達してもらわねばならなかった)ので、支配者が旗本、代官、寺社などの場合、訴状に添えて進達された口上書のこと、断(ことわり)ともいう。・地方凡例録「七「私領の百姓御料所村役廻る事、地頭より添翰を以願ひ出れば為三相勤不苦儀と相聞ゆる」。・禁令考「前集・第四・卷三四「他之御代官所私領より、添簡を以私方江訴出候節」⑤江戸時代、百姓、町人が提出する訴状に添付された町村役人の承諾書。当時この承諾書のない訴えは直訴(越訴)とみなされ、受理されなかった。添状。・五人組異同弁「三「一公事出入節名主他行に候は、与頭添翰可致」

沼田郡  
御役所

態申遣ス

其村社人大隅倅格馬儀来ル十日所出立、  
依而之添翰下ケ遣候条、京着之上遂案内  
別封差出し差図を受候様可申渡者也

沼田郡  
御役所  
申三月六日

庄屋  
甚右衛門  
与頭共

P 7 0

沼田郡八木村八幡社人大隅倅格馬上京帰宅御注進書附

覚

沼田郡  
八木村

一私倅格馬儀此度京都於吉田殿官職継目行事等  
相伝ニ上京之儀先達而御願奉申上候処、早々御暇御免  
被為仰付、上京之上官職從五位下、改名肥後と蒙御免を、  
其外願通り速ニ相調ひ、昨四日帰宅仕、大悦至極ニ奉存候、右二付  
京都御屋敷江之御添翰京着早々差上申候、尚帰京之御御届

P 7 1

奉申上候処、御別封御下渡し被為遣候ニ付所持罷歸り申候ニ付差上申候間  
御取次可被下候、右二付段々御苦勞ニ相懸り申候段重々難有仕合ニ奉存候、  
此段宜敷被仰上可被下候、依而書付ヲ以御注進奉申上候、已上

申六月四日

社人  
大隅

甚右衛門殿  
与頭中

前書之通相違無御座候、依而京都御屋敷方之御返翰御注進書付共  
取次、此段御注進奉申上候、已上

申六月四日

庄屋  
甚右衛門

P 7 2

与頭  
六兵衛  
同  
弥九郎  
同  
甚兵衛

沼田郡  
御役所

沼田郡八木村百姓彦兵衛弟百助広島江引越之儀御願書附

覚

沼田郡

八木村

百姓彦平弟  
百助

一 右百助儀私弟二而御座候、然ル処文化十四丑年方当年迄

式十ヶ年之間広島中島本町对馬屋七郎右衛門方へ奉公仕らせ

実体二相勤候所、此度七郎右衛門方へ引請、住居仕らせ與可申由

二付、何卒御慈悲之上引越住居之儀早々御赦免被為

仰付被遣候ハ、難有仕合ニ可奉存候、尤於町方ハ右七郎右衛門方方も

御奉行所江御願申上候筈ニ御座候間、此段宜敷被仰上可被下候、為其

口上書ヲ以奉願上候、已上

申三月

百姓平

彦兵衛

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

前書之通願出申候ニ附得斗相しらへ申候処、相違無御座候間、願之通引越

之儀早々御聞届被為仰付被下候様仕度奉存候、依而書附取次

奉差上候、已上

申三月十日

庄屋

甚右衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

表書之通聞届差免候条、此旨

沼田郡

御役所

相心得可申開者

寺西直人

申二月廿一日

庄屋

清水友五郎御判

甚右衛門

与頭共

但式通差上ルひかへ

沼田郡八木村八幡社人大隅倅格馬繼目上京仕せ度御願書附

覚

沼田郡

八木村

一 此度私倅格馬儀京都吉田殿ニおゐて神職繼目行事

相伝并官職為昇進之上京仕せ度奉存候間、出船日方往来共日数

八十日之間御暇被為遣被下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、尤於彼地

宮之儀ハ吉田殿御内田口四郎右衛門所ニ止宿仕候積ニ御座候間、

此段早々御免許被為仰付候様宜ク被仰上可被下候、為其書附

取次御願奉申上候、已上

申三月

八幡社人  
大隅

庄屋  
甚右衛門殿

与頭中

前書之通被願出候ニ附相しらへ申候処、相違無御座候間、願之通御暇被為遣被下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、為其書附取次奉差上候、已上

P 6 6

申三月

庄屋  
甚右衛門

与頭  
六兵衛

同  
弥九郎

同  
甚兵衛

但本願共式通差上ル

沼田郡  
御役所

態【与】申遣ス

其村社人大隅倅格馬儀神職繼目行事相伝、官職為昇進上京致度旨、

依【而】往来日數八十日之間逗留之儀願之通開届差免候条、此旨相心得可申渡、尤出立

日限前廉申出候ハ、添翰下ケ遣ス者也

申三月廿一日

寺西直人

庄屋

清水友五郎御判

甚右衛門  
与頭共

P 6 7

沼田郡八木村八幡社人大隅倅格馬上京出足之儀御願書附

覚

沼田郡  
八木村

一此度私倅格馬儀神職繼目上京、往来八十日之間

御暇被為仰付候様御願奉申上候処、先達而御免許

被為仰付、尤出足前廉申上候ハ、御添翰御下ケ

可被為遣旨難有仕合ニ奉存候、右ニ付来ル十日出足

仕度奉存候間、御添翰御下ケ被為遣候様宜敷

P 6 8

被仰上可被下候、此段書附ヲ以奉願上候、已上

社人  
大隅

申四月

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

前書之通願出申候ニ附得斗相しらへ申候処相違無御座候間、  
宜敷被為仰付被下候様奉願上候、為其書附取次奉差上候、已上

P 6 9

四月六日

庄屋

甚右衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

沼田郡八木村百姓彦兵衛弟百助広島へ引越しの儀お願い書き付け

沼田郡

覚

八木村

百姓彦平弟

百助

一 右百助儀私弟にて御座候。然る処文化十四丑年より当年迄

式十ヶ年の間広島中島本町対馬屋七郎右衛門方へ奉公仕らせ

実体に相勤め候所、此の度七郎右衛門方へ引き請け、住居仕らせ呉れ申すべき由

に付き、何卒お慈悲の上引越し住居の儀早々御赦免仰せ付呼させられ

遣わされ候らわば有り難き仕合せに存じ奉るべく候。尤も町方に於ては右七郎右衛門方よりも

お奉行所へお願い申し上げ候筈に御座候間、此の段宜しく仰せ上げられ下さるべく候。其の為め

口上書きを以てお願い上げ奉り候。已上。

庄屋

彦兵衛

申三月

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

前書の通り願ひ出申し候に付き得と相調べ申し候処、相違御座無く候間、願ひの通り引越しの儀早々お聞き届け仰せ付けさせられ下され候様仕り度く存じ奉り候。依て書き付け取り次ぎ差し上げ奉り候。已上。

庄屋

甚右衛門

申三月十日

表書きの通り聞き届け差し免じ候条、此の旨

与頭

六兵衛

相心得申し聞かすべき者也

寺西直人

同

弥九郎

申三月廿一日

庄屋

清水友五郎御判

甚右衛門

同

甚兵衛

与頭兵

但し式通差し上げるひかえ

沼田郡

お役所

沼田郡八木村八幡社人大隅倅格馬継ぎ目上京仕らせ度くお願い書き付け

沼田郡

覚

八木村

一此の度私倅格馬儀京都吉田殿において神職継ぎ目行事

相伝(そうでん) 並びに官職昇進の為め上京仕らせ度く存じ奉り候間、出船日より往来共日数

八十日の間お暇遣わさせられ下され候らわば有り難き仕合せに存じ奉るべく候。尤も彼の地に於て

宮の儀は吉田殿御内田口四郎右衛門所に止宿仕り候積りに御座候間、

此の段早々御免許仰せ付けさせられ候様宜しく仰せ上げられ下さるべく候。其の為め書き付け

取り次ぎ (を以て) お願い申し上げ奉り候。已上。

申三月

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

八幡社人

大隅

前書の通り願い出られ候に付き相しらべ申し候処、相違御座無く候間、願いの通りお暇遣わさせられ下され候らわば、有り難き仕合せに存じ奉るべく候。其の為め書き附け取り次ぎ

差し上げ奉り候。已上。

P 6 6

申三月

庄屋

甚右衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

但し本願い共式通差し上げる

沼田郡

お役所

態(わざ)と申し遣わす

其の村社人大隅倅格馬儀神職継ぎ目行事相伝(そうでん)、官職昇進の為め上京致し度き旨。依つて往来日数八十日の間逗留の儀願いの通り聞き届け差し免し候条、此の旨相心得申し渡すべし。尤も出立日限前廉(まえかど)申し出候らわば添え翰(かん)下げ遣わす者也。

寺西直人

申三月廿一日

庄屋

清水友五郎御判

甚右衛門

与頭共

P 6 7

沼田郡八木村社人大隅倅格馬上京出足の儀お願い書き附け

沼田郡

覚

八木村

一此の度私倅格馬儀神職継ぎ目上京、往来八十日の間

お暇仰せ付けさせられ候様お願い申し上げ奉り候処、先達て御免許

仰せ付けさせらる。尤も出足前廉申し上げ候らわばお添え翰お下げ

遣わさせらるべき旨有り難き仕合せに存じ奉り候。右に付き来たる十日出足

仕り度く存じ奉り候間、お添え翰お下げ遣わさせられ候様宜しく

P 6 8

仰せ上げられ下さるべく候。此の段書き附けを以て願い上げ奉り候。已上。

八幡社人

大隅

申四月

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

前書の通り願ひ出申し候に付き得と相しらべ申し候処相違御座無く候間、宜しく仰せ付けさせられ下され候様願ひ上げ奉り候。其の為め書き付け取り次ぎ差し上げ奉り候。

已上。

P 69

四月六日

庄屋

甚右衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

沼田郡

お役所

態々(わざわざ)申し遣わす

其の村社人大隅倅格馬儀来たる十日所(ところ) 出立、

之れに依り添え翰下げ遣わし候条、京着の上案内を逐げ、

別封差し出し差図を受け候様申し渡すべき者也。

庄屋

申三月六日

甚右衛門

与頭共

沼田郡

お役所

P 70

沼田郡八木村社人大隅倅格馬上京帰宅御注進書き附け

沼田郡

八木村

覚

一私倅格馬儀此の度京都吉田殿に於て官職継ぎ目行事等

相伝に上京の儀先達てお願い申し上げ奉り候処、早々お暇御免

仰せ付けさせられ、上京の上官職従五位下(じゅごいのげ)、改名肥後と御免を蒙り、

其の外願ひ通り速かに相調ひ、昨日帰宅仕り、大悦至極に存じ奉り候。右に付き

京都お屋敷へのお添え翰京着早々差し上げ申し候。尚(なお) 帰京の砌(みぎり) お届け

P 71

申し上げ奉り候処、お別封お下げ渡し遣わさせられ候に付き所持罷り帰り申し候に付き

差し上げ申し候間

お取り次ぎ下さるべく候。右に付き段々御苦勞に相懸り申し候段重々有り難き仕合せに存じ奉り候。

此の段宜しく仰せ上げられ下さるべく候。依つて書き付けを以て御注進申し上げ奉り候。已上。

社人

申六月四日

大隅

甚右衛門殿

与頭中

前書の通り相違御座無く候。依て京都お屋敷よりの御返翰御注進書き付け共

取り次ぎ、此の段御注進申し上げ奉り候。已上。

庄屋

甚右衛門

P72

申六月四日

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

沼田郡

お役所

# 謹賀 新年

本年も何卒宜しく  
お願い申し上げます  
令和5年元旦



- 一、先月の解説文活字読み確認点
- P 46 最終行 『緑井村』は『温井村』
  - P 49 5行目 『木茶屋』傍線部は『菓』
  - P 51 4行目 『松志本』傍線部は『杉』
  - P 53 4行目 『同 六兵衛』傍線部は『与頭』
  - P 56 5行目 『剃髪隠居願』は『剃髪・隠居願』
  - P 57 3行目 『居家牛馬屋』は『居家・牛馬屋』
  - P 57 8行目 『他行逗留願』は『他行・逗留願』
  - P 58 2行目 『神社仏閣』は『神社・仏閣』
  - P 58 6行目 『右同断 注進書附』傍線部『御』ヌケ
  - P 61 1行目 『添書附』傍線部は『諸』

上記は、全て十二月例会にて訂正済み

- 二、指摘・意見・質問・他諸々
- ① P 57 6行目 「永荒引高」
  - 引…ヒケ 江戸時代の田畑の貢租を減除すること。(大辞泉)
  - 永荒引…エイアレヒケ 永荒場引。(日本大百科事典)

永荒場引…エイアレバヒケ 江戸時代の年貢免除措置。  
荒場…アレバ 収支償わず荒廃してしまう新田。別名 荒所(あれしよ)  
(歴史民俗用語辞典)

## 9 岩瀬文庫蔵書 地方大概集 卷7…略…

高内年々引之事(地不足、無地高、石盛違、石間引、田畑成引、竿違引、陣屋鋪引、郷蔵鋪引、神田引、神仏免引、伊勢屋鋪引、寺屋鋪引、堤鋪引、道代引、江桁鋪引、溜井鋪引、井堰引、溝引、悪水堀鋪、溝代引、堀田鋪引)、  
高内連々引之事(永荒引、荒場引、荒地引、浪欠引、川成引、池成引、淵成引、川欠引、山崩引、石砂入引…等々、以下略…)  
9 (何と色々沢山の減免措置があったんですね！)

## ② P 59 1行目 「抜参宮」

1 抜参宮 抜参…村役人の許しを受けないで家を抜け出し、往来手形なしで伊勢神宮に参拝すること。また、その人。ぬけ参宮。  
〔補注〕江戸時代に流行し、途中沿道の人も援助をし、帰っても家人に叱責されないならわしであった。後には、伊勢神宮だけではなく、社寺にひそかに参ることもあった。(日本国語大辞典)

## ③ P 59 2行目 「起地」

起地…オキチ 岡崎藩地方の荒地を起返した土地。  
起返…オコシカエシ 近世、耕地の荒廃したものを復旧すること。  
(歴史民俗用語辞典)

## ④ P 60 6行目 「虫送り」

主として稲の害虫を村外に追放する呪術的な行事。毎年初夏のころ定期的に行う例と、害虫が大発生したとき臨時に行うものがある。一例を示すと、稲虫を数匹とって藁苞に入れ、松明を先頭にして行列を組み、鉦や太鼓をたたきながら、田の畦道を回って村境まで送って行く。そこで藁苞を投げ捨てたり、焼き捨てたり、川に流したりする…略  
(日本大百科事典)

⑤ 十一月例会分 きぐすりや【生薬屋】(日本国語大辞典)

〔名〕生薬を売る店。転じて、薬を商う店。\*俳諧・曠野集・員外

① 前句 いかめしく瓦庇の木薬屋 (越人)

付句 馳走する子の瘦てかひなき (芭蕉)

(用法に木薬屋とあり、江戸時代「生薬(しようやく・きぐすり)」を木薬とも書いたのでしょうか)・・・西村先生方

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 B 6班 世良 敏明さんが十二月例会をもって退会されました。

◇ 次例会は、一月二十八日(第4土曜日)午後一時半方

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A 8班及びB 8班です。

(二月は会場が取れませんでした)

三月例会は、三月四日(第1土曜日)です。

四月例会は、四月十五日(第3土曜日)です。

◇ 今月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください

\*\*\*\*\* 萬津箱 \*\*\*\*\* (余談) \*\*\*\*\*

鉄砲 (Wikipedia 銃規制 より)

江戸時代初期の幕府は、争いに鉄砲を含めた武器を持ち出すのを禁止しつつ、鳥獣に対して用いる鉄砲については所持と使用を認めていた。

・・・中略(先月参考資料②とほぼ同じ)・・・

諸国鉄砲改めの時もその後、同一地域内でも村によりかなりのばらつきがあるものの、領内の百姓所持の鉄砲数が武士の鉄砲数をはるかに上回るような藩が多くあった。それでも民衆層は鉄砲を争闘に用いることを自制し、たとえば百姓一揆や打ち壊しに鉄砲を持ち出すことはなかった。

表1 文政期の在村鉄砲 —文政12年の黒瀬組18ヵ村—

村名	村高 (石)	家数 (軒)	威鉄砲 (挺)	獵師鉄砲 (挺)	備考 (挺)
江津	682.1	271	9	2	95
津美	376.73	150	3		25
原郷	671.84	285	4	1	49
飯田	362.8	94	5		5
上保	59.075	24	1		8
菅田	169.7	68	1		14
川角	98.405	55			9
南方	475.476	152	1		
美尾	785.4	351			
宗近	622.996	178	1		
小多	238.4	115	1		
国近	507.586	285	1		
馬本	204.812	72	1		
大多	261.088	128			
丸山	297.337	107		1	10
原原	141.95	89	1		10
菅原	139.323	54	1		10
切田	155.0	56	2		9

註1) 文政12年「賀茂郡黒瀬組村々諸品帖」(因近・岡田屋文書)により作成。

2) 備考の挺数は明治10年「銃砲漏取調簿」(巻沢・土井文書)による。

(中京大学経済学論叢：幕末瀬戸内農村における鉄砲売買の実態と特質)

幕末には対外防衛の必要から規制が緩和され、広島藩など一部の藩では大量の鉄砲の存在が確認された。この増加が緩和による鉄砲数の実際の増加なのか、隠し持っていた鉄砲の顕在化なのかについてはなお議論がある。

右表は賀茂郡黒瀬組の文政12年と明治10年(備考欄)の鉄砲数です。幕末規制緩和後の急激な増加(隠し鉄砲の顕在化?)もが分かります。農具としての鉄砲(威鉄砲) ↓武器(実弾許可) ↓農兵組織化

2023.1.7

(県立文書館) 古文書解読同好会 運営要領

令和四年十月 改制定

七、右役の役目

i、講師補佐。講師と調整し、各月の進捗を事前に決め、解読文を準備し、各班で読む区切りを決める。テキスト上の懸案事項があれば講師にフィードバックしてその解決に努め、判ったものは整理し、その他連絡事項を加えて例会資料を作成し配布する。

ii、幹事、副幹事。テキスト選定への協力とコピー配布、会員の入退会受付・名簿の管理、会員への連絡、会場確保・設営・後仕舞等、例会を実施するに必要な作業を会員の協力のもとに行う。

年度始め・終り、会に課題が生じた時などに、班長会又は全体会を招集し掌理する。

iii、会計。会費を徴収し、必要な支出をする。

iv、監査。会費の収支を監査し、その適否を班長会に報告する。

v、班長。班の意見を集約し班長会に出席し、また会費等の取りまとめを行う。

八、全体会、班長会

i、班長会は幹事または三分の一以上の班長からの要請で開催し、諸課題を審議し、議決する。

ii、班長会の議決要件は、定足数は全班長の過半数以上の参加、議決は出席班長の過半数以上の賛成とする。

iii、幹事は班長会の審議・議決事項を記録し、適宜、全体会に報告し、会員の確認を受ける。記録を次期役員に引き継ぐ。

vi、決算・監査、次期予算、次期役員任命等は、年度終りの班長会で審議し議決する。年度始めの全体会で会員の確認を受ける。

v、全体会、班長会は原則として例会終了後に行う。

担当変更

付帯事項

当同好会は、県立文書館が行う古文書整理、資料集校正や、災害時の古文書復旧作業等において、その紹介やボランティア有志を募るなどの仲立ちに協力する。

(県立文書館) 古文書解読同好会 例会開催マニュアル  
△ 2022.8.23

10.8  
1. 与力業務 担当: 講師補佐

(3) 例会の予定日の仮予約  
例会の予定日の決定には西村先生との折衝が必要のため、仮予約は講師補佐の分担とする。

6ヶ月前の同日(土日祝日の場合は翌平日)の8:30に電話(メールは不可)で仮予約する。

空室状況は6ヶ月後のその日までが情報プラザのホームページに公開される。それ以降は仮予約できないが、空室状況は窓口に聞けば教えてもらえる。(情報プラザ内の関係者は6ヶ月後以降も仮予約できる)

2. 例会運営関連 担当: 幹事  
(1) 例会の予約・支払い (担当: 幹事)

① 予約  
講師補佐による仮予約(6ヶ月前実施)の情報を受けて、例会の3週間前くらいまでに、予約のため利用申込書を郵送、Fax、又は直接窓口へ提出する。

② 支払い  
例会の2週間前くらいまでに銀行振り込み、又は現地で支払う。利用許可証兼領収書入手。

監査交代: A4班 中村八重子さん→A8班 三浦忍さん

# 1. 同好会運営要領改定

(県立文書館) 古文書解読同好会 運営要領 (抜粋)

令和五年一月 改定

## 七、右役の役目

i、講師補佐。 講師と調整し、各月の進捗を事前に決め、解読文を準備し、各班で読む区切りを決める。テキスト上の懸案事項があれば講師にフィードバックしてその解決に努め、判ったものは整理し、その他連絡事項を加えて例会資料を作成し配布する。

ii、幹事、副幹事。 テキスト選定への協力とコピー配布、会員の入退会受付・名簿の管理、会員への連絡、会場確保・設営・後仕舞等、例会を実施するに必要な作業を会員の協力のもとに行う。  
年度始め・終り、会に課題が生じた時などに、班長会又は全体会を招集し掌理する。

iii、会計。 会費を徴収し、必要な支出をする。

iv、監査。 会費の収支を監査し、その適否を班長会に報告する。

v、班長。 班の意見を集約し班長会に出席し、また会費等の取りまとめを行う。

## 八、全体会、班長会

i、班長会は幹事または三分の一以上の班長からの要請で開催し、諸課題を審議し、議決する。

ii、班長会の議決要件は、定足数は全班長の過半数以上の参加、議決は出席班長の過半数以上の賛成とする。

iii、幹事は班長会の審議・議決事項を記録し、適宜、全体会に報告し、会員の確認を受ける。記録を次期役員に引き継ぐ。

vi、決算・監査、次期予算、次期役員任命等は、年度終りの班長会で審議し議決する。年度始めの全体会で会員の確認を受ける。

年度途中で予算、役員の変更の必要が生じた場合は、適宜、同様に、班長会で審議、議決し、全体会で会員の確認を受ける。

v、全体会、班長会は原則として例会終了後に行う。  
付帯事項

当同好会は、県立文書館が行う古文書整理、資料集校正や、災害時の古文書復旧作業等において、その紹介やボランティア有志を募るなどの仲立ちに協力する。

## 2. 監査役交代 A4班 中村八重子さん→A8班 三浦忍さん

(県立文書館)古文書解読同好会 例会開催  
マニュアル (抜粋) Δ2022.10.8 8-23-

### 1. 与力業務 担当:講師補佐

#### (3)例会の予定日の仮予約

例会の予定日の決定には西村先生との折衝が必要なため、仮予約は講師補佐の分担とする。

6ヶ月前の同日(土日祝日の場合は翌平日)の8:30に電話(メールは不可)で仮予約する。

空室状況は6ヶ月後のその日までが情報プラザのホームページに公開される。それ以降は仮予約できないが、空室状況は窓口へ聞けば教えてもらえる。(情報プラザ内の関係者は6ヶ月後以降も仮予約できる)

### 2. 例会運営関連 担当:幹事

#### (1)例会の予約・支払い (担当:幹事)

##### ① 予約

講師補佐による仮予約(6ヶ月前実施)の情報を受けて、例会の3週間前くらいまでに、予約のため利用申込書を郵送、Fax、又は直接窓口へ提出する。

##### ② 支払い

例会の2週間前くらいまでに銀行振り込み、又は現地で支払う。利用許可証兼領収書を手入。

① 鮎魚

水産

可部地方の名産として、鮎およびうるかがある。天保十二年（八四〇）塩鮎が江戸大奥に献上されていたが、將軍献上用としては、下四日市の河戸に藩営の「御築所」を置き、鮎の捕獲をしていた。そのため可部地方の川筋村々とくに、河戸より川上の村々での川漁は「村々小百姓・浮過之者共毎年三月九月頃迄ハ川漁渡世と不相成、漸々冬春雜魚を取渡世之助ケニ仕来候」と、りょうのできる時期は厳禁されており、小百姓・浮過らは、わずかに雜魚をとって、渡世の助けにしていた。御築所の川下では、川漁が許され、中島村の物産に「鮎之背鮮往古は御前御用被<sub>レ</sub>仰付、當村ヨリ仕出申候、當時無<sub>レ</sub>之」とあるように、川漁が盛んに行われていた。勝木・重川家文書「高宮郡勝木村。中島村の項」。また、中島村・深川村には「株切川之者共」があり、「切川鮎魚」がおこなわれていた。勝木・重川家文書「高宮郡勝木村。流籠差免ニ付小百姓共御築所」。

（中略）

御築所は、寛延三年（七五〇）三月に大水の際、その附近に河水が氾濫し、農民達が困苦を訴えたので、河戸の御築所を廃して、いやが瀬（河戸の川上）と深川との二ヶ所に設置した、あるいは、川水の趣によって鮎の付の善悪で、所替をしたともいわれる。「郡要集」

御築所が川番をおいて見廻りをして密漁はたえなかったようで、嘉永六年（八三三）には、密漁者をつつけたが、かえって手紙を負わせられる事件がおこり、勝木・飯室などの川筋の村々へ密漁をせぬよう厳重に申しわたしている。勝木・重川家文書嘉永六年「川要」一件ニ付御尋有無申上ル書付

献上用の鮎がとられ終ると、築は払いになり、百姓あるいは、広島町の町人がそれを入札でとっていた。寛政の頃から、築がとりのぞかれ、中島村など川下へ鮎の落が多く、川漁稼の者、あるいは慰打のものたちが、それで稼ぐことが出来た。鮎落の盛りは秋の彼岸のころが最中で、鯉・うなぎ・せいこ・雜魚などを漁することが出来た。献上用の鮎・うるかは、あまると役人達が買取っていたが、寛政の頃これも河戸において、伝手をつかい直に売り払われた。「理勢」

御築所の廃止の後、川筋村々の農民達は、切川漁を行い、御築所の上流・下流において川漁をめぐる争いのおきるほど、盛んに漁が行われたし、また可部地方の川筋村々の農民にとって築所の存在は、「御築所

③

なにさま【何様】**名**（なにさまとも）状況を不明なものとして指示する。どんな様子。どのよう。\*源氏「未摘花」なにさまの事ぞわれにはつつむ事あらじとなむおもふとの給へば」\*源氏「若菜下衛門督をば、なにさまの事にも故あるべきおりふしには」\*後二条師通記「心徳二年三月七日「天台座主令隆宗申案内之処、何様候、不審無極耳」\*太平記「一〇・安東入道自害事」さて御屋形の焼跡には、傍輩何様（ナニサマ）腹切討死してみゆるかと尋ければ」**（二）**（何とかというお方の意で）高貴な人、豊かな人などを漠然とさす。「なにさまのような暮らし方」**（三）**一つの判断や主張を、どう見てもそうなるという気持を加えて強める感情を表わす語。とにかく。いかにも。たしかに。全く。\*後二条師通記「寛治六年二月二五日「不使無極、何様可被行之旨可申也」\*太平記「八・三月十二日合戦事」事の体を見るに、何様（ナニさま）、坐ながら敵を京都にて相待ん事は、武略の足ざるに似たり。洛外に馳向て可防とて」\*御伽草子「酒吞童子」こは不思議なる次第かな、何さま対面申べし。こなたへ請じ申せとありければ」\*歌舞伎・小袖曾我薊色縫（十六夜清心）「三立」御休足遊ばされませう「何さま、左様致すであらふと」\*雪中梅（末広鉄腸）下「八」貧相に見えるが、何様（ナニサマ）

一〇の政治家には違ひない」**補注**①については、「なによう」「いかさま」が、②については「いかさま」が同じように用いられ、漢字で「何様」と書かれたものはその区別を判別しがたい。**（四）**①何分にも。なにしろ。「なにさま肥料が高くてどうもならぬ」淡路島60 和歌山市60 高知県高岡郡樽原84（なんさま）熊本市04 ②いかにも。おっしゃるとおり。愛知県名古屋57 **（五）**③④⑤ **（六）**⑥⑦⑧⑨⑩ **（七）**⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

心しているように、彼等の生活を圧迫していたわけである 勝木・重川家文書「高宮郡勝木村漁留 御差免二付小百姓共切川魚御敷書付」。

## ② 切川漁

### 網の設置

切川漁は、産卵期の落ちアユをねらった漁法で、八、九人が組になり、毎年一定の場所は網を張る。瀬が涸りつながらいる川で、その瀬の上の水深が膝までの浅いところを、あらかじめ、数日かけて川底をならし、網の前がわずかにゆるい凹みになるようにする。網は一張が長さ一〇引、丈九〇疋、目の大きさ二疋ほどの麻糸製で、各自が持ちよった網をつないで、川のはしからはしまで完全に仕切る（川を端から端まで切るところから、切川漁と呼ばれたと思われる）。そして、網の下部が川底から浮かないように石で押さえる。また上縁部には、シュロ縄を通し、流れの速さに応じて、一定間隔につり竹・つり縄によって上流側から引っ張っておく。漁期間中、網は設置したままであるが、部分的には、数日間、別の網と取り替え、乾かして柿渋を塗るかえた。

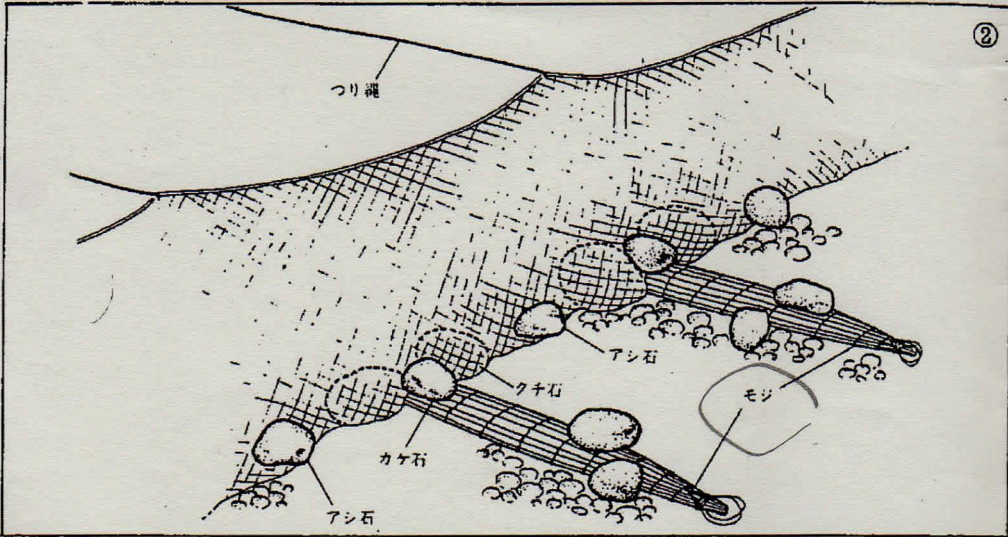
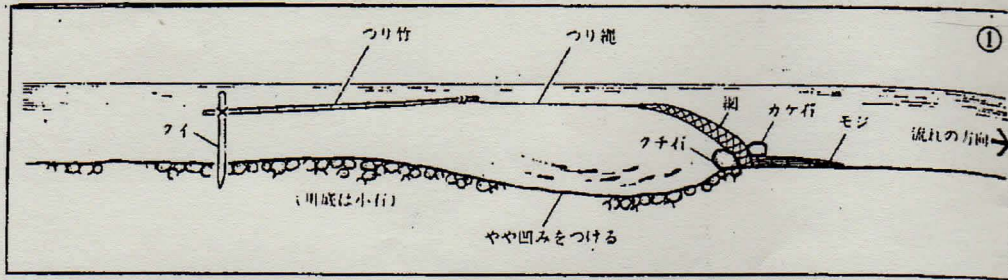
### 切川漁の漁法の説明

切川漁は、産卵期の落ちアユをねらった漁法で、下流の川幅いっぱいには網を張り、アユがモジに入ったところを捕らえる。  
 図①は、網を張る場所。あらかじめ川底にゆるい凹みをつける。  
 図②は、モジの仕掛け方。萩と篠竹を蔓で編んで作る。

### 番組 (ばんぐみ)

代官の配下には、勘定所支配の足軽五、六人が手付として付けられた。これを番組(後に勘定所支配足軽と称す)といい、その一部は常住在郡した。(新二)

金岡照『広島藩における近世用語の概説』(四訂版)



### 『可部町史』

そのままで、臨時に他の職務に服すること。また、その役人。しゅつやく。②職務上の出張。出張勤務。また、その役人。しゅつやく。③会議に出席すること。また、その人。出座。しゅつやく。④関東取締出役の略称。①のうち、特に有名であったため、しばしばこの略称が用いられた。しゅつやく。 〔新二〕

③・④『日本国語大辞典』(小学館)

幸田光温「太田川の切川漁」(可部郷土史研究会『かんべ』第43号、復刻版中巻)

⑤ 浜田藩史

浜田藩は、石見国(鳥根県) 浜田に居城を持ち、那賀・美濃両郡の大部分と  
邑智郡の西南部を主要領域とした中藩である。

関ヶ原戦後処理により、石見全域は徳川直轄下に入ったが、慶長六年  
(一六〇一) 坂崎出羽守直盛が津和野に封じられ、西部の鹿足郡を主体とし  
た約三万石の津和野藩が置かれた。元和五年(一六一九) 古田重治が、伊勢国  
松坂から浜田に封じられ、五万四〇〇〇石の浜田藩が成立し、石見国は、東か  
ら石見銀山料・浜田藩・津和野藩と三分された。浜田藩と銀山料とは、だ  
いたい江ノ川をもつて境するが、鉱山の所在地や江ノ川舟運の要地は、江  
ノ川を越えて銀山料となったから、領域内に銀山料の飛地が形成された。  
また、西部と南部は津和野藩と接するが、これも領域は互いに入り組み、  
津和野藩の飛地を抱え込むなど、複雑な領域を形成した。

重治は、浜田入部に当たって鴨山を城地と定め、これを亀山と改めて六  
年二月から築城に着手し、九年五月には居城および城下の工事がほぼ完了  
した。この年、重治は、兄重勝の子重恒に家督を譲ったが、慶安元年(一  
六四八)六月、重恒は嗣子なくして死去し、絶家となり、古田氏が在封は二  
代三〇年で終わった。

古田家断絶後、所領は収公され、浅野因幡守長治・亀井能登守茲政が在  
番した。同二年八月、譜代の松平(松井)周防守康映が、播磨国山崎(宍粟)  
から浜田へ移され、十一月入部した。以後、康官・康員・康豊・康福の五  
代約一一〇年間に前期松平周防守時代である。

康官の時、弟康明に邑智郡の内、八色石二〇〇〇石の地を分知したが、  
貞享二年(一六八五)康明が嗣子なくして死去したため収公され、銀山料へ  
編入された。

康福は、宝暦九年(一七五九)一月、寺社奉行就任により、江戸に近い下  
総国古河へ転封となり、代わって本多中務大輔忠敏が古河から浜田へ移さ  
れた。本多氏は、前年「郡上騒動」との関連で除封された本多忠央の本案  
筋にあたり、その懲罰の意味もあった。本多氏の在封は忠敏・忠盈・忠肅

康福は、宝暦十二年(一七六二)西ノ丸老中、次いで本丸老中と昇進し、  
田沼意次とともに幕閣の中樞を占めた。天明五年(一七八五)一月、銀山料  
の内、一八ヶ村と三河国幡豆郡・伊豆国加茂郡などで一万石が加増され、  
六万四〇〇〇石余となった。のち寛政四年(一七九二)康定の代に信濃国で替  
地を与えられ、石見国の一八ヶ村は銀山料へ戻された。

康定・康任は、ともに好学の藩主として知られ、それぞれ『万葉集八重  
疊』『由布太多美』の編著がある。康定は、寛政三年七月、藩校長善館を  
創設し、本居宣長の高弟小篠御野(敏)を儒臣に迎え、正教授とした。康任  
は、寺社奉行・大坂城代・京都所司代と累進し、文政九年(一八二六)十一  
月には老中に栄進したが、天保六年(一八三五)に出石藩の仙石騒動との関  
連および密貿易事件(竹島事件、会津屋八右衛門事件)の発覚により失脚  
し、家督は康爵に譲られ、隠居慎みを命じられた。

翌七年三月、浜田藩主所替えが決定し、康爵は陸奥国棚倉へ移され、代  
わって上野国館林から親藩松平(越智)右近将監斉厚が浜田へ入部した。こ  
の時、邑智郡の出羽組・市木組など三四ヶ村約一万五〇〇〇石余が上知さ  
れ、銀山料へ編入された。天保十三(一八四二)年、播磨国美囊郡の旧領が  
上知され、石見の上知分は浜田藩へ復帰し、所領は六万一〇〇〇石余とな  
った。

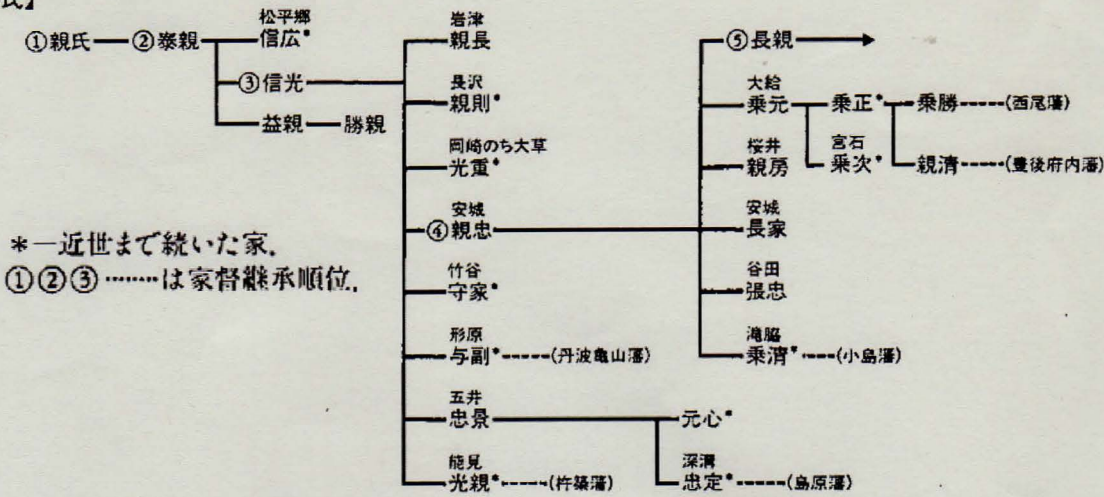
松平右近将監家の浜田在封は、斉厚・武揚・武成・武隆の四代約三〇年  
間である。斉厚は、天保の大凶作に対処するため、各村に社倉を設け、永  
康倉と名づけた。また藩校を周防守時代の家老岡田頼母の旧邸に置き、こ  
れを道学館とした。斉厚は、將軍家斉の第一九男斉良を養子に迎えたが早  
世したため、松平頼忠の三男武揚を急養子とした。浜田藩最後の藩主とな  
った武隆は、徳川斉昭の第一〇男で、將軍慶喜の実弟である。武成の末期  
養子として迎えられた。武成・武隆の代、藩政改革を推進し、肥後の横井  
小楠のもとに家臣を遣わし、意見を徴したり、殖産興業にも積極的に取り  
組んだ。一方、領内嘉久志村に台場を構築するなど海防にも努めたが、慶  
応二年(一八六六)第二次長州戦争に敗退し、七月十八日、浜田城は炎上、



⑨ 松平氏系図

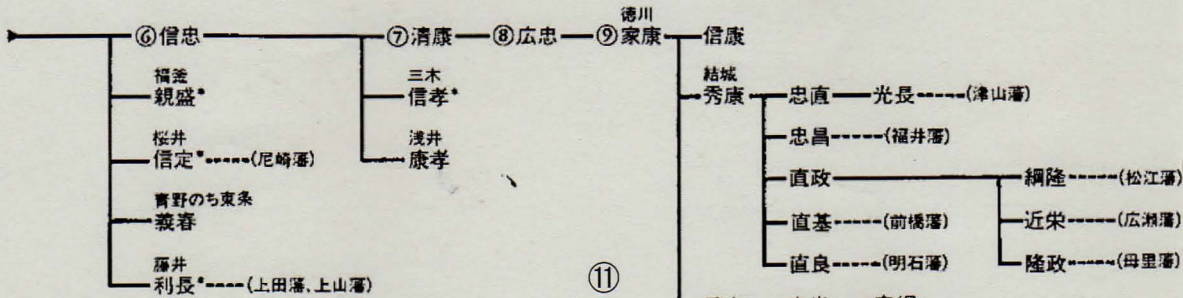
『大百科事典』(平凡社)

【松平氏】



\*—近世まで続いた家。

①②③……は家督継承順位。

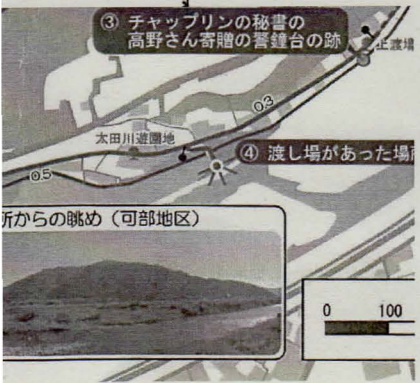


⑪

かしら(が)き「頭書」(名) ①書物の本文の上の欄に、

解釈、批評その他の書き入れをすること。また、その書いたことば。頭注。標注。とうしよ。\*満佐須計装束抄「三かしら(が)きは二殿の御手なり」\*六物図抄「首書 カシラカキに可観とあるは、竹庵の可観法師の事也」\*上杉家文書(永祿二年)四月二十六日・小島職領書状(大日本古文書一・五五五)「就中、此国之様子、各以三頭書申入候」\*咄本・醒睡笑「七自然わする事もありなめと、論義のかしら書を仮名に書きたり」\*授業編「七(彼(か)の)頭(カシラガキ)の三重頭といふものは数十年手にとりて見る人もなく」②書物や文書の冒頭に、その書の趣旨などを書くこと。また、そのことば。\*俳諧・江戸十歌仙「九」奉加の帳の首書まで(似春)爰に中比儒者一人の月澄て「春澄」③脚本の台詞(せりふ)書きの上に添書きをして、その台詞を述べる役者の名を書くこと。また、その役者の名。頭付(かしらづけ)。④鎌倉幕府の訴訟制度で、評定沙汰において判決草案の各条の頭部に是非の判定を書き加えること。また、その書類。頭付(かしらづけ)。\*沙汰未練書「一同評議終後、事書之頭に、是非を被三書付、是を頭書と云」

⑬ 渡場(一)



←安佐南区市民部地域起こし推進課『あさみなみ散策マップ 緑井ルート・上八木ルート』

⑩ 「松平」姓の大名分類

分類	松平系統	藩名(幕末)
家康以前の分流	形原松平家	丹波亀山藩
	能見松平家	豊後杵築藩
	深溝松平家	肥前島原藩
	木給松平家	三河西尾藩・豊後府内藩・美濃岩村藩・信濃龍岡藩
	滝脇松平家	駿河小島藩
	桜井松平家	摂津尼崎藩
	藤井松平家	出羽上山藩・信濃上田藩
家康の男系(御三家を含む)	結城松平家(越前家一統)	越前福井藩・越後糸魚川藩・出雲松江藩・出雲広瀬藩・出雲母里藩・美作津山藩・上野前橋藩・播磨明石藩
	尾張徳川系	美濃高須藩
	紀州徳川系	伊予西条藩
	水戸徳川系	讃岐高松藩・陸奥守山藩・常陸府中藩・常陸穴戸藩
秀忠系	保科松平家	陸奥会津藩
家光系	越智松平家	石見浜田藩
家康の娘系(長女亀姫の子奥平忠明が家康の養子に)	奥平松平家	武蔵忍藩・上野小幡藩

分類	松平系統	藩名(幕末)
家康の異父同母	久松松平家	下総多古藩・伊予中山藩・伊勢桑名藩・伊予今治藩
その他(家光正室の弟の孫が始祖)	鷹司松平家	上野吉井藩
譜代家で松平姓を与えられる	松井家	武蔵川越藩
	戸田家	信濃松本藩
	大河内家	上総大多喜藩・三上豊橋藩・上野高崎藩
	柳沢家	大和郡山藩
	本庄家	丹後宮津藩
	前田家	加賀金沢藩・越中富山藩・加賀大聖寺藩
外様家で松平姓を与えられる	伊達家	陸奥仙台藩
	毛利家	周防萩藩
	池田家	備前岡山藩・因幡取藩・播磨福本藩
	山内家	阿波徳島藩
	黒田家	筑前福岡藩
	蜂須賀家	阿波徳島藩
	島津家	薩摩鹿児島藩
	浅野家	安芸広島藩
	鍋島家	肥前佐賀藩

\*1万石以上の所領を持つ大名に限定した(旗本や所領のない広島藩青山内証分家などは省略した)



⑭ 渡場(二)

⑪・⑫ 『日本国語大辞典』(小学館)

⑫ ふなさし(船差「名」棹(さお)を使って船を進めること。また、その人。・中右記「寛治八年八月一五日「寄御船於東渡殿、へ略」出御船、御船指四人」・安元御賀記「女房の船は其の院の藏人を船さしとす」)



沼田郡八木村鮎切川漁之儀ニ附御願書附

沼田郡

八木村

一 当村川漁之者鮎切川漁之儀ニ附近年度々御願申上候へ共、  
いまた何タル御沙汰も不被仰付、依之漁師共方切川漁

P 7 3

頻ニ歎出申候間、何卒御慈悲ヲ以御赦免被為仰付候様  
御願申上候、素より切川漁之儀ニ附候而ハ当郡御支配之内計成共  
御聞届ニ相成候様御歎申上候処、右一条ハ御判談中ニ有之候附  
中調子村漁師共槇ノ瀬切川漁之外一切相成不申旨漁師共へ  
示し置候様去々年歎笠間彦一様御廻村之砌御示し被為在候  
儀も御坐候へ共、何様渡世向キ之儀ニも御座候、然ル処高宮郡 中島村  
下深川村  
漁師共当村之内ニ而切川漁仕候、依之当村漁師共殊之外憤り、  
頻ニ歎出申候ニ附早々厚御判談被為遺、何レ之道ニも相叶候様  
宜敷被仰上被下候様、此段書附ヲ以又々御歎申上候、已上

申六月四日

庄屋

甚右衛門

P 7 4

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

組合割庄屋

横山直三郎殿

但シ此書付ハ調替差上候様松浦様方

御談御座候ニ付則調替差上候、控ハ

外漁師一件帖ニ有之

P 7 5

P 7 6

十六

沼田郡八木村此度浜田様御国替ニ附当村御渡り場先年取計方申上書附

沼田郡

八木村

覚

一 此度浜田様御国替ニ附、先年御国替之節当村  
御渡り場御渡し船出方、村方取計等之書類可差上旨被為仰付、  
奉畏相尋申候得共、以前之書類無御座候、勿論是迄御大切之御用  
通り之御方御通行之節ハ御渡し船都而高宮郡下四日市村方  
相勤来り申候、凡四五十年以来見聞仕居申候処、尚又右村役人中江も

P 7 7

相尋申候処、左之通りニ御座候

一 宝曆九年卯八月十八日周防守様御国替ニ付御上使

御通行之節御渡し船七艘内五艘 株織 鳥船 高宮郡下四日市村方罷越

相勤申候由ニ御座候

為川役人と下四（日脱カ）市村与頭壹人、船差壹人、当村与頭壹人罷出申候

沼田郡御番組様御式人、御出役人三人

高宮郡御番組様御式人、御出役人三人

右ハ下四日市村役人中江相尋申候処如是ニ御座候

一大森御代官様御通行之節、下四日市村方御渡し船

P 7 8

五艘内四艘 株船 罷越相勤申候

為川役人と下四日市村与頭壹人、船差壹人、当村与頭壹人罷出申候

当郡御番組様御式人、御出張御出役壹人、当村庄屋罷出候

一浜田様御上り下御渡し船右同断

川役人右同断之事

右浜田様御老中様之節ニハ当郡御番組様御式人

御出張、当村庄屋御渡り場へ罷出候

一浜田御家中様棚倉江御引越御先立之分、当月二日三日頃方

十日頃迄二凡四百人計りも御通行御座候得共、可部町方御船下りニ而

P 7 9

陸地御通行ハ無御座候、此已後御引越之分も定而御船下りニ而

可有御座候と御座候

一館林御家中様御両人先達而浜田江御通行之節、下四日市村

役人中可部町江御呼出し、御示談ニハ、追々館林御家中浜田へ引越

有之節、渡し船之儀先例ハ菟も角も差間無之様相頼との御談ニ付、

其段御請合被申上候由ニ御座候

一右之通御通行之節ハ当村横渡船も手伝ひ渡し来り申候、

其外内々諸国御家中様御通行之節ハ当村横渡船ニ而渡来り申候、

一右御通行之節、御渡り場浜調、当村方相調来り申候、尤夫實米

P 8 0

出方、郡村割定例ニ御座候

右ハ御尋ニ附、頭書ニノ奉差上候、已上

申八月十五日

庄屋	甚右衛門
与頭	六兵衛
同	弥九郎
同	甚兵衛

沼田郡  
御役所

沼田郡八木村此度洪水之節流材木之儀二付百姓 幸作 口上書附

申上ル口上之覺

一先達而洪水之節與筋方流材木之内切取隱置、尚又改役之

風俗ニ而徘徊いたし候者有之趣ニ付、私共へ御不審相懸り御呼出し

被成、段々御約之趣奉畏候、右流材木隱置候儀一向ニ無御座候、

猶改役之風俗ニ而所々徘徊いたし候儀決而無御座候、尤去ル

子ノ年風折松之節御免許被為遣候ニ付角取貯置

P 8 2

申候処、此度之洪水ニ居宅損申候ニ附、柱替等ニ相用ひ、残陌四五寸、

長四五尺之切角五丁家廻リニ有之候処、改役広島久次郎殿、

可部町竜助殿被見当、隣家へ被預置、村方へも御駆合、尚御極印

等之御届ケも御座候趣ヲ以度々御約、御不審之趣御尤ニ奉存候、

御極印等數相見へ候ハ右柱替ニ取扱候砌金棒之跡ニて、御極印

ニてハ無御座候、乍併子年方ハ八九年も年数経候木柄村方へも

相届不申、折悪敷相用ひ紛敷段被仰聞、此所ニおゐてハ

兎角も無御座候得共、内実風折木ニ相違無御座候、此段

P 8 3

宜敷御取成被下候様御歎申上候、右御尋ニ付口上書ヲ以申上候、已上

申八月

中屋郷百姓

六三郎

同右同人弟

幸作

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

右ハ此度洪水之節、流材木之儀ニ附御不審筋被為在、村内

相しらへ様子可申上旨御談之趣ヲ以村内聞探申候処、右之者共

不審之風評も御座候ニ附呼出し、段々相約申候処、前段口上書

P 8 4

之通申出仕候、此余宜敷御判談之程奉希候、為其口上書

取次奉差上候、已上

申八月

庄屋 甚右衛門

与頭 六兵衛

同 弥九郎

同 甚兵衛

御山方

御帖元衆中様

但シ

右之通書付相調差上申候処御談込無之、何分今一応念入  
相約メ、様子可申出旨被仰聞候ニ付、又々呼出し相約、左之通  
口上書差上置候

令和五年二月（28実施）例会資料（一月分後追い）

八木村旧記控帳 P 47～P 61

一、先月の解読文活字読みの確認点

P 64「朱文字2行目 『可申聞者』 傍線部に『也』ヌケ

二、指摘・意見・質問・他諸々

なし

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 A 3班 福永美智子さんがお亡くなりになりました。

ご冥福をお祈り申し上げます。

◇ 次例会は、三月四日（第1土曜日）午後一時半方

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A 1班及びB 1班です。

四月例会は、四月十五日（第3土曜日）です。

五月例会は、五月十三日（第2土曜日）です。

◇ 次期テキスト「村上家乗・嘉永六年」を配ります。

一応全てのページが有ることを確認して下さい。

表紙・中表紙・P 1～P 172 計89枚です。

落丁等ありましたら、次例会の際にでもお申し出ください。

\*\*\*\*\* 萬津箱 \*\*\*\*\* (余談) \*\*\*\*\*

○ 参考資料（令和4・12・3）4の⑤「町・反・畝」

農地の面積		坪		
一町	一反	一畝	一步	
三千坪	三百坪	三十坪	一坪	
平米	約991.7㎡	約99.17㎡	約3.3㎡	
アール	約100アール	約10アール	約1アール	

一町は、約百メートル×百メートル、野球ができますね。

\*\*\*\*\* 寄り道、回り道、迷い道 \*\*\*\*\*

○ 先月参考資料 ⑤ 彦右衛門の・・・「五八霜」

レファレンス協同データベース（国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築する調べ物のための検索サービス）で調べると、呉婆々宇山（こさそうざん）の名前の由来について「国府山」「御山荘山」「五差層」「五八霜」「五社宗山」「五山荘山」等諸説有ることが分かりました。

呉婆々宇山・府中町の北東方にそびえる海拔682.2メートルの山です。軽登山される方はご存じと思いますが、府中町の水分峠や高尾山から、又、反対の馬木や森林公園方面から登ることができます。

○ P 60・1行目「社倉」

「社倉」の説明は、参考資料（令和4・12・3）3の⑩にあり、九月例会資料裏面の芸藩通史絵図に場所が記してあります。其の直ぐ近くの小山の上に「景政社」と有ります。・・・裏面につづく・・・

グーグルマップで見ると絵図に似た地形の城山に「権五郎神社」や八木城跡が有ります。

「権五郎」でググってみると

香川氏は桓武平氏の一族と言われるが、鎌倉に住み「後三年の役」で活躍した鎌倉権五郎景正を祖として崇敬している。

後に、経高が相模国香川村（現在の神奈川県茅ヶ崎市あたり）に住んだことから、地名の「香川」を姓とした。

経高は源頼朝に仕え源平の合戦などで活躍し、鎌倉幕府の御家人となった。「承久の変」(1221)では経景に戦功があり安芸国佐東郡八木村(広島市安佐南区八木)の地頭職を賜り、当初代官を派遣していたが、その子、景光が釈迦山(現在城山 692m)に城(八木城)を築いて定住をし、領地を直接おさめた。

この香川氏は何代にもわたり、同時期に安芸国の守護となった「安芸武田氏」に従って熊谷氏とともに有力な家臣として武田氏を支えた。しかし、最後は毛利氏に服属し、一族は吉川氏にも仕えた。 . . . 中略 . . . 現在史跡として残るものは少ないが以下のものを写真で紹介する。

★香川氏が築城、広島城下に移るまで居住した「八木城跡」

★香川氏の始祖を祭った「権五郎神社」

★数か所に残る郭やそこに見られるわずかな石垣など . . . 後略

(HP歴史情報||個別情報||と)

「景正(政)」||「権五郎」と云うことが分かりました。

「八木城跡」は高瀬大橋西詰の少し北に有ります。

と云うことは、「社倉」の有った場所は現在の高瀬大橋西詰近辺(八木取水場の辺り)と思われまます。

因に、大蛇退治の香川勝雄は、戦国時代八木城城主香川光景の臣とされるが光景の子との説もある . . . 一族には違いない。

ついでに「権五郎」について、

## 鎌倉権五郎



歌舞伎十八番『暫(しばらく)』の主人公です。悪人に今にも切られようとしている人々を救うために、「しばらく、しばらく」と声をかけ花道から登場する正義の味方です。典型的な荒事の役で、衣裳・鬘・小道具などは力強さを表現するために誇張されています。顔には筋隈を取り、五本車鬘の鬘、実際より大きく作られている武士の正装大紋を着ています。使用する太刀も3メートルほどあり実際よりも大きく作られています。

(日本芸術文化振興会・文化デジタルライブラリー ||と)

歌舞伎を見たことが無い人でも、一度や二度はこの姿の写真や絵を見たことが有るでしょう。東京オリンピック開会式で市川海老蔵が演じたそうですが、私は開会式を見ていないので、知りませんでした。

沼田郡八木村鮎切川漁の儀に付きお願い書き附け

沼田郡

八木村

覚

一当村川漁の者鮎切川漁の儀に付き近年度々お願い申し上げ候らえ共、

いまだ何たる御沙汰も仰せ付けられず、之れに依り漁師共より切川漁

P 7 3

頻りに歎き出申し候間、何卒お慈悲を以て御赦免仰せ付けさせられ候様

お願い申し上げ候。素より切り川漁の儀に付き候ては、当郡御支配の内計り成り共

お聞き届けに相成り候様お歎き申し上げ候処、右一条は御判談中に之れ有り候附き

中調子村漁師共槇ノ瀬切川漁の外一切相成り申さざる旨漁師共へ

示し置き候様去々年か笠間彦一様御廻村の砌お示し在らせられ候

儀も御坐候らえ共、何様(なにさま) 渡世向きの儀にも御座候。然る処高宮郡中島村下深川村

漁師共当村の内にて切川漁仕り候。之れに依り当村漁師共殊の外憤り(いきどおり)、

頻りに歎き出申し候に付き、早々厚く御判談遣わさせられ、何れの道にも相叶い候様

宜しく仰せ上げられ下され候様、此の段書き附けを以て又々お歎き申し上げ候。已上。

庄屋

申六月四日

甚右衛門

P 7 4

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

組合割庄屋

横山直三郎殿

但し此の書き付けは調え(ととのえ) 替え差し上げ候様松浦様より

お談し御座候に付き則ち調え替え差し上げ候。控えは

外漁師一件帖に之れ有り。

P 7 5

P 7 6

十六

沼田郡八木村此の度浜田様お国替えに付き当村お渡り場先年取り計らい方申し上げ書き附け

沼田郡

八木村

覚

一此の度浜田様お国替えに付き、先年お国替えの節当村

お渡り場お渡し船出し方、村方取り計らい等の書類差し上ぐべき旨仰せ付けさせられ、

畏み奉り相尋ね申し候らえども、以前の書類御座無く候。勿論是迄御大切の御用

通りのお方御通行の節はお渡し船都て高宮郡下四日市村より

相勤め来たり申し候。凡そ四五十年以来見聞仕(し) 居り申し候処、尚又右村役人中へも

P 7 7

相尋ね申し候処、左の通りに御座候。

一宝曆九年卯月十八日周防守様お国替えに付き御上使  
御通行の節お渡し船七艘 内五艘 株船 高宮郡下四日市村より罷り越し  
相勤め申し候由に御座候。

川役人として下四(日脱力) 市村与頭老人、船差し老人、当村与頭老人罷り出申し候。  
沼田郡お番組様お式人、お出役人三人  
高宮郡お番組様お式人、お出役人三人

右は下四日市村役人中へ相尋ね申し候処かくの如くに御座候。

一大森お代官様御通行の節、下四日市村よりお渡し船

P 7 8

五艘 内四艘 株船 罷り越し相勤め申し候。

川役人として下四日市村与頭老人、船差し老人、当村与頭老人罷り出申し候。

当郡お番組様お老人、御出張お出役老人、当村庄屋罷り出候

一浜田様お上り下りお渡し船右同断。

川役人右同断の事。

右浜田様御老中様の節には当郡お番組様お老人

御出張、当村庄屋お渡り場へ罷り出候。

一浜田御家中様棚倉へお引越しお先立ちの分、当月二日三日頃より

十日頃迄に凡そ四百人計りも御通行御座候らえ共、可部町よりお船下りにて

P 7 9

陸地御通行は御座無く候。此れ已後お引越しの分も定めてお船下りにて

御座有るべく候と御座候。

一館林御家中様御兩人先達て浜田へ御通行の節、下四日市村

役人中可部町へお呼び出し、御示談には、追々館林御家中浜田へ引越し

之れ有る節、渡し船の儀先例は菟も角も、差し問え之れ無き様相頼むとのお談じに付き、

其の段お請け合い申し上げられ候由に御座候。

一右の通り御通行の節は当村横渡し船も手伝い渡し来たり申し候。

其の外内々諸国御家中様御通行の節は当村横渡し船にて渡し来たり申し候。

一右御通行の節、お渡り場浜調え、当村より相調え来たり申し候。尤も夫賃米

P 8 0

出し方、郡村割り定例に御座候。

右はお尋ねに付き、頭書きにして差し上げ奉り候。已上。

申八月十五日

庄屋 甚右衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

沼田郡

お役所

	郡	村
から十歩一		
藩用材の	○惣山守(2~3名) ・山守役ともいう ・大割庄屋格 ※大割庄屋は享保3年(1718)以降割庄屋と改称	○小山守(1名) ・下山守ともいう ・村毎におく ・藩有林の管理育成 ・身分は百姓
行の所管 と、勘定奉 改称し、一 管理や城下 を職務とし		
→「郡廻り」 と、勘定奉 分担 行の所管 木場所管 (10年)	○惣山守を廃止→郷目付をおく ・郷目付は代官厄に属し、「郡廻り」の指示を受けた	○小山守→山番と改称 ・庄屋が任命する ・村毎におく ・村役人の指示を受けて、村内の藩有林の管理・育成、野山・腰林の保護、取締りに当たった ・給分はおおむね3斗~5斗…村より支給 ※山の大小・遠近によって異なる
→山奉行の	○山目付をおく(2~3名) ・藩有林の管理・育成 ・村役人・山番の監督 ・村方からの林野の利用等に関する諸願についての下吟味と承認 ※割庄屋格の者から選任 ※厘米の中から若干の給与を受けた ※宝暦7年(1757)~明和2年(1765)に廃止されたが、廃藩までおかれた	○山番 ・官林を巡視・保護 ・山目付の官林巡回時に送迎随従する ・樹木伐採時には村役人と共に立会い ・給米は町村より厘米から支給、ただし厘米の中から代官所が支給する村あり ※山番は宝暦7年(1757)~10年に一時廃止
の取扱い 受けとする とする	<input type="checkbox"/> 「御山方改役」 ○「文政十年郡諸控」(1827, 横山家文書)に次の記載あり。「南下安・西原両村二而不正之粉六拾貳枚并杉板七間、御山方改役打越村八郎兵衛見当り…」 ○「御山方改役」とは山目付の補佐役として、庄屋格の者から選ばれたと考えられる。	
の引受けと	<input type="checkbox"/> 「下山番」 ○この用語は天保11年(1840)の横山家文書の中に見られ、給米は2斗とある。	
御山方・材 する	<input type="checkbox"/> 「下山番」とは、山番の補佐役として、村ごとに置いたと考えられる。	

氏が平成6年4月~平成9年7月に講義した横山家文書「役用諸扣帳」(文化9年)で配付

年代	藩 府
寛永 15 年(1638)	○白島に運上場を設置 ・積下す葛籬・藤山折敷等 税を徴収する
慶安 3 年(1650)	○山奉行を置く ・郡廻りの兼務 ・運上場を管理下におき、 管理にあたる
正徳 5 年(1715)	○山奉行を廃止→勘定奉行の年番となる ・運上場を「御山方役所」部を材木場と称した ・材木場は藩用材の収納の材木問屋への払下げた
享保 12 年(1727)	○勘定奉行の所管を廃止の兼務 ・御山方支配とその事務 行の年番になる ・御山方の職務を 3 部に ・林野の管理…代官所 ・林野の植林…植木奉 ・木材・炭等の管理…本 ○植木奉行の新設(享保 ・各種木苗の等の管理 ・植林が主な任務
享保 18 年(1733)	○「郡廻り」の兼務を解く 設置 ・郡中の山林支配
宝暦 8 年(1758)	○山奉行の廃止「郡廻り」 ・御建山の支配は代官引 ・材木場は勘定所引受け
天明 5 年(1785)	○勘定奉行の取扱い ・材木場一円を勘定奉行 する
天保 8 年(1837)	○山奉行の職制を止め、 木場を勘定奉行引受けと

\* 古文書解読同好会(第1)で、講師の金岡照した資料を、西村が若干改変して表示した。

② 広島藩における山方の取締り

二〇 山方取締りに関する書付

「竹原下市寛書」(元禄十四)

覚

- 一 従先年被仰付御法度之通堅可相守事
- 一 御立山・御留山并御立敷・御留敷有之村者、山守・敷守切切廻り竹木一本ニ而も本伐者不及申、上枝木を毛伐採申間敷事
- 一 野山ニよらず松・栗・榎・梅・楓・杉・檜・榿・桑・桐・槐・楠・榎伐採申間敷候、尤御用之御材木伐申刻御断申上伐り可申事

- 一 桐へ百姓腰林・屋敷廻りニ植可申候、御用ニ被召上候へ相応ニ銀子被下、又ハ自分之入用之刻、御断申上候者可被下候旨奉得其意候事

- 一 道橋井手川除樋木并百姓家材木伐り申候刻、御切手前之外一本も伐り添申間敷候、猥之儀以来被聞召届候者急度曲事ニ可被仰付事

- 一 かくい掘松節ぬぎ取申間敷事
- 一 一切畑帳面之外沓歩も仕間敷事
- 一 山猥ニ焼申間敷候、草山焼申刻へ御断申上可任御意事
- 一 野山ニ而も竹木立候而可然所御座候者可申上之旨、是又奉得其意事
- 一 沖拾歩一之儀浦々嶋々吟味仕、抜荷へ不及申上積荷高下無御座候様ニ相改、御運上銀取立、沖拾歩御下代衆へ相渡請取手形取置申、沓ヶ月切ニ帳ニ仕差上ヶ可申事
- 一 山方御下代并御内衆ニ至迄、礼銀・礼物何ニも馳走かましき儀仕間敷事

(注) 二〇二号と同じ性格のものである。以後、この形式で毎年正月に村々から請書をさしださせている。

### ③ 広島藩における山林違反者の処分

処罰 御建山・御留山それに腰林などを荒したり盗伐した者は処罰された。正徳四年（一七一四）の定めには、次のような処罰が規定されていた。

- 一、御建山の立木を盗伐した者は領分追放
- 二、右に同意して手伝った者は郡追放
- 三、同じく手伝って松枝を伐った者半舎一〇日
- 四、人に依頼して小松を盗伐させた者郡追放
- 五、私林を盗伐した者半舎三〇日
- 六、御上の許を得ず私林を伐った者追込一五日
- 七、同じくその材木を買取った者木品取上げ
- 八、他人が山番をつとめるのをねたみ、その落度になるよう官林を荒した者、所持品取上げ欠所、村内引回しの上領分追放
- 九、右に賛成した者所持品取上郡追放

であって、その手続きは、御建山などの官林は山番から山目付、山目付から御山方へ、御山方から郡奉行にわたり郡奉行は代官に下ろし、代官所においてこの犯罪人を捜査して、相当の罰を決定し、またこのことを上申して御山方へ通知する仕組であった。

また、腰林などの私有林は山番より庄屋に申出、庄屋より割庄屋に差出し、割庄屋はこれに奥書して代官に上申・罪科を決め郡奉行に差出し、郡奉行はこれを御山方に回送し、異存がなければ、はじめて罪が決定する仕組になっていた。

しかし、微罪は村で片付けていたようである。雪折れを拾って帰っても罪になるのであるが、このような場合特別の事情がない限り村限りですませていたようである。

### ④ 御建山・御留山の材木利用

公共用の利用 御建山、御留山の材木を利用する場合は、その目的と必要材木の大きさ、寸法、本数を書いて願出れば許可された。

元文二年（一七三七）五月、八木村は雨池樋修繕用の材木七本を、それぞれ長さ、木の廻りなどを書いて願出たところ、御山方は、御建山の成ル山の木を切つてよい許可を貰っている。

覚

六本 長六間  
幅尺七尺寸 松

右者沼田郡八木村雨池くり樋仕替入用材木同村野山阿ふ山に而遣し候条村役人立合念入見斗伐取可申者也

元文五年四月

御山方 印

沼田郡八木村

庄屋

組頭共へ

その他、橋の替かえなどの際は利用できた。ことに幕府からの御巡見使が通行する際は惜しみなく木を伐り出し、橋などの修理をさせている。

さきにも書いたように八木村には築所があったのでこれに使用するためのものは、指定された山から切ることができた。文久二年（一八六二）この築所は中止となり、築方御用山は、阿武山後平にある銅山方に引渡された。この銅山は明治時代再発掘されたことがあるが、貧乏ものにならなかった。

### ⑤ 建築材の利用

家を建てる場合 個人の家を建てる場合は、願書を出せば腰林の中から許可された。腰林は個人持の山といっても、松など主用材木は勝手に切ることにはできず、必ず許可が必要であった。たとえ他人が家を建てる場合でも、誰兵衛の腰林の木を何本といわれれば否とはいえなかった。とくに火事などで多くの材木が必要な場合はこの手段がとられている。

天保七年（一八三六）の水害（二）

③⑤『佐東町史』

表V-73 藩用材産物の種類・産地・産出額

品名	規格	産出量	産地					
			山	佐	高	高	豊	賀
常用材	松栗杉(含さひ杉)	角木	○	○	○	○	○	○
		平物	○	○	○	○	○	○
		丸太	○	○	○	○	○	○
		皮付丸太	○	○	○	○	○	○
		同上	○	○	○	○	○	○
	浅木	榿	○	○	○	○	○	○
		桐	○	○	○	○	○	○
		楓	○	○	○	○	○	○
		槇	○	○	○	○	○	○
		樺	○	○	○	○	○	○
臨時材	檜桐楓槇漆桑	角木	○	○	○	○	○	○
		平物	○	○	○	○	○	○
		丸太	○	○	○	○	○	○
		皮付丸太	○	○	○	○	○	○
		同上	○	○	○	○	○	○
	ち黄批弓	丸木	○	○	○	○	○	○
		同上	○	○	○	○	○	○
		同上	○	○	○	○	○	○
		同上	○	○	○	○	○	○
		同上	○	○	○	○	○	○
板・粉	山挽板	1寸掛6步掛(1間5~9枚)	700間	○	○	○	○	
	山挽板	同上(同上)	300間	○	○	○	○	
	杉長粉	1丸3束結(1束750枚宛)	820丸	○	○	○	○	
炭	御数寄屋炭	竿炭、細炭、輪炭、枝炭	(人用を預臨時に出)	○	○	○	○	
	炭冶炭	上炭(7.3貫俵)並炭(6.3貫俵)松、栗共(6斗俵)	26,000俵	○	○	○	○	
薪	新大管保	長1尺5寸 2尺手把	53,000束	○	○	○	○	
	松松保	長2尺 3尺手把	100把	○	○	○	○	
	松木田	同上	2,500束	○	○	○	○	
その他	水瀬枕藤杉	1尺5寸手把	14,000束	○	○	○	○	
	竿切		1,600本	○	○	○	○	
	木木葛皮		7,000本	○	○	○	○	
			1,200本	○	○	○	○	

⑥ 天保七年(一八三六)の水害(一)  
 ○六月十一日夜、大雷雨、十二日曉大洪水となり、元安橋猫屋橋等皆落つ、栗林立町八丁堀邊は、城壕の水溢れて道路を浸し、徒渉することを得ず、舟に乗りて往來するに至る、封内田畑の損害高二十五萬五千五百十七石餘に及ぶ。

『広島市史』第三卷(大正十二年)

「広島藩御書帳」をもとに作成した。ただし、「水竿木」「瀬切木」「枕木」「藤葛」については、「川上より後に組参二付町弘」になるから、太田川流域より搬出したものとして周辺の郡に○印をつけている。

暁天より大洪水となり、猫屋橋まるで落ち流れ、元安橋半分流れ、人損じもこれ有り、また神田橋も四五間程落ち流れ、西土橋大洲の橋も落ちし由、運上場にて一丈七寸、元安橋にて七尺余、されどもいづ方も堅固に守りしや、切れ崩れたる沙汰なし、尤も在々は水損多し。

進藤寿伯著・金指正三校註

『近世風聞・耳の垢』(青蛙房)

⑧ 10553 鉸 金(14) コウ(カウ) 古巧切 古孝切 古有切 古切

⑨ たばかる【謀】(他ラ四)「た」は接頭語 ①あれこれとじっくり考える。手段・方法などをいろいろと思いつく。工夫して処理する。\*書紀皇極四年にけるよ ②相談する。謀議する。かたらう。 ③相手に誘いかけて自分の思うようはさせる。また、だまし欺く。ごまかす。\*宇津保忠こ

『角川大辞源』

『日本国語大辞典』(小学館)

⑩ ところはない各地、申し分、異存はない(全語彼此無しの意、結構、文句なし愛知)

村岡浅夫編『広島県方言辞典』